代理店	2,720	2,648	3,000	2,643	748	918	978	949
	(−1.4)	(−2.6)	(13.3)	(−11.9)	(−38.2)	(22.7)	(6.6)	(−3.0)
	〔11.7〕	〔−1.8〕	〔4.2〕	〔−4.1〕	〔−16.6〕	〔−1.6〕	〔5.3〕	〔−4.4〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。
２．四半期は合計額、(　) 内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：%）

	平成24年7～9月	10～12月	平成25年1～3月	4～6月	平成25年4月	5月	6月	7月
Ⅰ製造業計	−3.0	−5.3	−1.7	5.6	−7.3	3.8	2.4	4.8
1食品製造業	−10.9	11.4	−7.5	3.3	−18.4	9.1	19.7	−31.6
2パルプ・紙・紙加工品	−5.2	90.1	−12.6	−52.9	−69.5	129.9	−67.3	993.2
3化学工業	−19.5	15.7	−15.7	7.8	7.9	48.2	−36.1	−15.2
4石油製品・石炭製品	28.2	22.0	28.7	−39.0	−63.3	7.1	11.6	−15.4
5鉄鋼業	42.1	−34.0	−0.3	−0.2	49.1	−16.7	−27.0	85.4
6非鉄金属	−11.2	−21.9	58.7	−41.0	−36.9	−42.8	23.3	202.0
7金属製品	−6.9	13.2	−7.1	−7.0	−16.8	23.0	−12.5	20.7
8一般機械	−9.1	−5.4	2.0	8.5	−4.7	16.0	−9.5	1.5
9電気機械	0.2	−4.9	0.7	11.8	24.6	−34.6	39.8	6.1
10情報通信機械	−6.7	−9.2	−16.1	2.8	−6.5	6.4	−6.9	−13.0
11自動車・同付属品	−8.7	3.4	8.5	−3.6	−13.7	4.5	13.8	−14.0
12造船業	−17.4	2.4	−6.0	25.0	15.1	−46.1	78.7	−43.7
13その他輸送用機械	0.6	−21.5	−15.2	87.0	12.5	39.3	58.8	−30.4
14精密機械	14.1	−13.2	13.2	−5.4	−10.5	−5.5	32.0	18.8
15「その他製造業」	−6.3	7.5	−1.6	−5.1	−11.0	6.6	−0.3	−3.2
Ⅱ非製造業計	−2.0	2.3	−1.7	9.2	−12.7	27.0	−13.4	1.6
16農林漁業	−10.0	2.4	5.7	9.7	3.4	21.7	−6.9	−1.1
17鉱業・採石業・砂利採取業	−11.3	11.0	18.1	−30.8	−12.5	−22.8	23.5	23.1
18建設業	−3.6	23.8	10.4	6.9	7.0	3.2	−17.9	3.4
19電力業	−13.3	−12.3	10.8	−6.5	−34.2	−12.7	35.8	−5.3
20運輸業・郵便業	24.9	2.8	11.1	−1.3	−32.7	70.2	−36.4	−12.3
21通信業	−7.4	−1.7	−12.3	14.0	17.4	15.1	−22.2	20.4
22卸売業・小売業	−17.1	13.3	−1.9	20.3	10.0	23.2	−25.7	7.2
23金融業・保険業	−3.6	14.6	−12.3	36.8	−12.3	106.3	−53.6	−10.7
24不動産業	−23.4	30.7	−1.0	16.4	−6.3	−6.2	17.9	−12.2
25情報サービス業	−5.8	1.9	−5.3	8.8	−7.7	12.5	−3.2	27.6
26リース業	−3.6	24.1	−16.6	20.9	39.9	−0.5	−43.8	64.5
27「その他非製造業」	7.3	7.1	−1.7	5.8	3.6	−4.4	6.8	−2.1

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。
２．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。
３．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
４．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公告

認事項

有権者申出方

元当局所属公証人生田瑞穂の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年９月20日　横浜地方法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　フュージョン・インベストメンツ株式会社
２．住所　東京都港区赤坂７―２―６―504号赤坂ナショナルコート
３．代表者の氏名　代表取締役　難波　剛
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2255号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年３月20日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年９月20日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ＣＩＣ投資顧問株式会社
２．住所　東京都千代田区鍛冶町２―５―16グラン、フォークス鍛冶町ビル２Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　今井　菊平
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2363号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年３月20日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年９月20日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ミルバーン・インターナショナル・エルエルシー
２．住所　東京都千代田区丸の内１―11―１パシフィックセンチュリープレイス８階
３．代表者の氏名　日本における代表者　石井　誠二
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2613号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年３月20日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年９月20日

関東財務局長　坂本　正喜

絹土地改良区役員の退任及び就任の公告

栃木県及び茨城県の区域の一部を地区とし、栃木県小山市に事務所を有する絹土地改良区から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成25年９月20日

関東農政局長　藤本　潔